

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム設置規程

令和元年12月27日
一部改正 令和2年8月7日

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）伺い定め

（設置）

第1条 厚生労働省における証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の実践を通じた統計の利活用を推進し、当該取組を通じて厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得することができるよう、政策統括官（統計・情報政策担当）に「EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

（目的）

第2条 プロジェクトチームは、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」、「厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表」等を踏まえ、厚生労働省におけるEBPMの推進に向けた統計利活用の推進、厚生労働省職員の統計データに係る分析手法の習得等を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行い、必要に応じて関係室に具体的な作業を指示する。

- 一 EBPMの取組が進んでいない分野についての分析等の実施及びその成果の公表
 - 二 EBPMに関する調査研究
 - 三 前二号に掲げる業務のほか、EBPMの実践を通じた統計の利活用の推進、厚生労働省職員の統計データに係る分析手法の習得等に必要なもの
- 2 プロジェクトチームが前項各号の業務を行うに当たっては、政策統括官付政策立案・評価担当参事官室の行うEBPM推進に係る調査研究事業による支援を受けることができるものとする。

（組織）

第4条 プロジェクトチームに、チーム長、チーム長代理及びチーム員を置く。

（任命等）

- 第5条 チーム長は、政策企画官（政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室併任）をもって充てる。
- 二 チーム長代理は、政策統括官付政策立案・評価推進官（政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室併任）をもって充てる。
 - 三 チーム長、チーム長代理及びチーム員は、政策統括官（統計・情報政策担当）が任命する。
 - 四 チーム長は、必要に応じ、プロジェクトチームに外部の有識者その他の構成員以外の者の参加又は協力を求めることができる。

五 プロジェクトチームの庶務は、政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室において処理する。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。